

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 24 日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(つくばみらい市情報公開・個人情報保護調整委員会規程の一部改正)

第 1 条 つくばみらい市情報公開・個人情報保護調整委員会規程（平成 18 年つくばみらい市訓令第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「つくばみらい市個人情報保護条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 11 号。以下「個人情報保護条例」という。）」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）」に改める。

第 2 条第 2 号中「個人情報保護条例」を「個人情報保護法」に改め、同条第 3 号を削る。

(つくばみらい市特定個人情報の取扱いに関する管理規程の一部改正)

第 2 条 つくばみらい市特定個人情報の取扱いに関する管理規程（平成 29 年つくばみらい市訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「つくばみらい市個人情報保護条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 11 号。以下「条例」という。）」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）」に改める。

第 9 条第 1 項及び第 15 条から第 17 条までの規定中「条例」を「個人情報保護法」に改める。

(つくばみらい市国民健康保険画像レセプト情報管理システム運用管理規程の一部改正)

第 3 条 つくばみらい市国民健康保険画像レセプト情報管理システム運用管理規程（令和 2 年つくばみらい市訓令第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「つくばみらい市個人情報保護条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 11 号）第 2 条第 2 号」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項」に改める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。